



新運整第273号の2

平成30年7月3日

自動車整備事業者 各位

自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局新潟運輸支局長

自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別紙写し（平成30年6月29日付け北信技整第60号、北信技保第32号）のとおり通達がありましたので了知願います。



北信技整第60号  
北信技保第32号  
平成30年6月29日

管内各運輸支局長 殿  
管内各自動車検査登録事務所長 殿

自動車技術安全部長

自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布について

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（平成30年6月27日付け国自整第73号の2）のとおり通知があったので了知されるとともに、関係者に対して周知徹底願います。

なお、整備主任者、自動車検査員及び整備管理者の研修については、改正後も受講対象者が当該研修を適切に受講できるよう、関係団体と連携しつつ、研修受講者を管理する事業者へ周知願います。

国自整第73号の2  
平成30年6月27日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長  
(公印省略)

自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布について

昨年10月、道路上に落下していたスペアタイヤに起因する死亡事故が発生したことを受け、自動車点検基準等の一部を改正する省令（平成30年国土交通省令第51号）及び自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第781号）が別添1及び別添2のとおり公布され、スペアタイヤに関することを定期点検において点検することを義務づけるほか、所要の改正措置が講じられたところであり、新たな制度への移行については、本年10月1日をもって実施することとしている。

については、別添1及び別添2のほか、別添3のとおりまとめた本改正における主な改正内容について、関係者に対して周知徹底するとともに、その運用に当たって遺漏なきよう業務の実施を図られたい。特に、整備主任者、自動車検査員及び整備管理者の研修については、昨年度の地方運輸局自動車技術安全部長等会議において要望があったことを受け、自動車分解整備事業者、指定自動車整備事業者及び自動車運送事業者に対する、研修を行う旨の通知を廃止する改正を実施したところであり、改正後も受講対象者が当該研修を適切に受講できるよう、関係団体と連携しつつ、研修受講者を管理する上記事業者への丁寧な周知を図られたい。

なお、別添4のとおり関係団体へ通知したので了知されたい。

